

# 第3回 仙北市政策検証市民委員会 次第

日時：平成24年6月5日（火）  
13：30～  
場所：仙北市役所田沢湖庁舎  
第4・5会議室

1. 開 会
2. 委員長あいさつ
3. 案 件
  - ①第2回委員会での決定事項の確認
  - ②分野別政策検証
    - I 「市民分権を進めます」（約束4）
    - II 「徹底的な行財政改革を断行します」（約束5）
  - ③次回委員会の日程と検証対象の確認
4. 閉 会



## 第2回仙北市政策検証市民委員会の決定事項

- 日 時 平成24年5月22日（火） 9時30分～12時5分
- 会 場 仙北市役所田沢湖庁舎 第1会議室
- 出席者 委 員 田口委員長・大和田副委員長・佐々木委員・草薨委員・橋本委員  
堺委員・西村委員・牧田委員・佐藤委員 9名  
市 倉橋総務部長・佐藤総務部次長兼企画政策課長  
田中総務部次長兼財政課長・運藤総務課長 門脇財政課課長補佐  
事務局 企画政策課 戸澤参事 大澤政策推進係長 7名
- 欠席委員 藤村委員

### 【決定事項】

- ① 本委員会の目的が、マニフェスト検証なのか、政策検証なのかという議論の結果、あくまで政策検証委員会設置要綱に基づく政策検証委員会であって、マニフェスト検証委員会ではないという結論を得た。また、本委員会の報告書が、マニフェストの検証に代わるものではないことを確認した。
- ② 本委員会での検証は、40のアクションプラン単位に行い、内部評価と同じ基準の5段階評価で評点を付け、各委員のコメントを付記し、コメントは最終的に委員長と副委員長で要約するかたちとする。
- ③ 次回の第3回委員会は、6月5日（火）午後1時30分からとする。約束④と⑤に関する検証作業とし、それ以外には入らない。その次は6月21日（木）午後を予定する。
- ④ 次回分の資料として、地域運営体関係の資料と行政改革大綱を事前配布する。

※今回検証したアクションプラン1から4の評点とコメントは別添のとおり

## 仙北市政策検証市民委員会 検証結果一覧

約束①「私が仙北市のエンジンになります」 平成24年5月22日委員会  
アクションプラン1【市行政総点検】

委員名	評点	コメント
田口委員長	3	客観的に評価して色々やっているのでもそういう意味で評価したい。ただそれがどう実行されるかというのはわからないのでその点については保留だが、その意味で必要な取り組みは実践しているが推進途上ということで評価したい。
大和田副委員長	3	職員全体でこのことに意識を向けて取り組みを進めていることを評価したい。
佐々木委員	3	今の段階で要綱を設けて評価委員会を立ててまだ発展途上である。問題が一つあり他のところは2のところもある。理由は庁舎に来られる市民に対して非常に親切でないという市民の声があること。市民が庁舎に入ってどこに行ったらいいかわからない、その時に職員がお客様のほうを見ないことが結構あるようで、意識改革は出来ているかもしれないが実行が伴っていない、税金を納めてもらっているお客様だという意識を持ってほしいという意味で2になるが期待を込めて3とする。
堺委員	3	2年間過ぎてきて将来ビジョンが見えない、将来どこに着地したいかをもう少し明確にすれば目標に向かっていこう。地域センターが将来どうなるのかとか地域センターに配属されれば俺はこんなところだとかと言っている職員がいるぐらいなので、立場的にどうなるかというのを早めに将来的なことがキッチリわかってそれに向かっていくという目標があればいいと思う。
牧田委員	3	意識改革というが実践が伴わないと意識改革とは評価できない。それを早くスピード感を持った行動で市民の声を実現させる、これは全てに共通することとして提案したい。
佐藤委員	3	124件の提案が出ているところは評価したい。効果的効率的な組織体制の整備という意味では、適材適所・人員配置というところまで考えるともう少し工夫というか、利害関係もあるとは思いますがプロフェッショナルな職員を養成していくところまで期待したい。
西村委員	4	職員の末端まで意識改革するための勉強会を最低でも1年に2・3回やって意識改革をしなければダメである。全体として意識改革するための勉強会をやるべきである。私の会社では年に2回ぐらい個人面談をするがその前にリーダーとの面談もさせて個人面談している。そうして念仏のように職員に言って教えないと意識改革はしない。立場上嫌だとは思いますが管理職は徹底してそれが仕事という意識でやらないと。意識改革のための勉強会、燃えてくるような職員を創るための勉強会をぜひやってほしい。
草薙委員	2	今のところ評価しがたい。仙北市になって郷土に色々な郷土史・歴史がある。これを問うても答えが返ってこないのが現実の姿である。職員は最低限のことは知っておくべき。

※平均点 3

アクションプラン2【将来ビジョン検討部会設置】 平成24年5月22日委員会

アクションプラン4【将来ビジョン発表】 平成24年5月22日委員会

委員名	評点	コメント
田口委員長	4	一定の成果が表れているということで成果物が出ているので、当初の目的は達成したと判断する。逆に、そうでないところは厳しく付けるという意味で、みんな真ん中に寄ってしまいがちなのだが、出来たものは出来た出来ないものは出来ないということでしっかりやっていく意味で。
大和田副委員長	3	将来ビジョン策定委員会が提案して公表したがこれはどこかで決定したものではない。だから策定したものに基づいてこれから大いに市民の意見を反映させ、行政マンの意見も反映させ、本当に仙北市民が自分達のビジョンだと思えるものに練り上げていくという意味でこれが策定出来たということの評価する。
佐々木委員	3	大和田委員と同様
堺委員	3	約束①の項目の予算規模のうち7割を超えるぐらいの予算をこの委員会に使っておりそれだけ期待度が高かったと思う。これだけの金をかける会議は相当重要であり当然結果についても色々なかたちで実施していかなければいけないと思うので、この金のわりには2から3の間の評価になる。委員には責任はないが行政としてこれだけの予算を出した以上はもう少ししっかりした結果を出してあげなければならぬと思う。将来に期待値を加味しての評価。
牧田委員	3	特になし
佐藤委員	3	ビジョンを市民に公表したところまではいいが、意見も求めるところはこれからになると思うので評価しづらいところはある。作ったところまでを考えると限りなく4にしたいところではあるが。
西村委員	3	特になし
草薨委員	2	さっぱり進んでいないというのが現実。色々なところで討論され審議されているが、それが実質的に市民の目で見えるところまで来ているかというのが疑問に思う。

※平均点 3.38

アクションプラン3【市民要望事業の達成度調査】 平成24年5月22日委員会

委員名	評点	コメント
田口委員長	3	着手して取り組みはなされている課題を抱え推進途上にあるということでの評価。
大和田副委員長	3	まちづくりミーティングをやる、市長自ら職員も出かけていく、そして市民と一緒に考えるという場を作ったことは評価したいと思う。そこに反映されるものは本当に切実な要求であったり、あるいはわがままであったり色々なものがあると思う。それをそのまま実行出来る訳ではないと思うが、そういう場を設けるということにも意味があると思う。
佐々木委員	2	タウンミーティングの参加者が非常に少ない、努力の跡が見られないということ、外部評価では評価が困難との所見なので。
堺委員	2	やったという結果だけは確かにあると思うが、中身と人数その他において非常に不満が残るので、着手出来ているが先行きが見えないという評価。
牧田委員	2	一番肝心な市民要望事業なので、実のある市民との連携で政策を作っていく、仙北市のエンジンになりますということからすれば、相当の工夫もしなければならぬし人材も投入しながらやらなければならないという点で今一つ。
佐藤委員	3	事業内容としては達成度調査・意識調査までしか書かれていないので、調査という意味では調査は出来ている。
西村委員	2	市民の政治に対する姿勢、外部評価は民意も相当低いと思っている。
草薙委員	2	特になし

※平均点 2.38

## 仙北市告示第17号

仙北市地域運営体設置要綱を次のように定める。

平成22年3月12日

仙北市長 門脇光浩

### 仙北市地域運営体設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域の身近な課題を地域住民自らが解決する等地域住民の自発的及び主体的な地域活動を行う地域運営体を設置することについて必要な事項を定めることにより、住民と行政の協働で未来へつなぐ共生社会を目指した魅力ある地域が市内各地域に実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「地域運営体」とは、別表に掲げる地域毎に一つを基本とし、地域の身近な課題を解決し、特色ある地域づくりを進めることを目的として、地域住民を構成員とする地域を代表する組織をいう。

(事業)

第3条 地域運営体の事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 地域の特色を活かした農産物栽培加工、販売等の研究研修など地域の連携を強化し、地域内の交流を促進するための事業
- (2) 地域住民による環境美化活動や安心・安全な地域環境を整備する活動など地域の実情に応じた自然環境の保全や生活環境の向上を図る事業
- (3) 地域に伝わる芸能や文化、景観の紹介など地域住民の活動を通じて、地域の芸能等を継承し、伸長させる事業
- (4) 地域内の福祉マンパワー育成ほか、地域運営体が必要と認める事業
- (5) その他市長が認める事業

(届出)

第4条 地域運営体の代表者は、地域運営体を組織したときは、地域運営体組織届出書(様式第1号)により、その旨を市長に届け出るものとする。

2 地域運営体の代表者は、前項の規定により届け出た事項を変更し、又は地域運営体を廃止したときは、地域運営体組織変更(廃止)届出書(様式第2号)を速やかに市長に

提出するものとする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

田沢地域
生保内地域
神代地域
角館地域
中川地域
雲沢地域
白岩地域
桧木内地域
西明寺地域

仙北市告示第18号

仙北市地域運営体設置要綱取扱要領を次のように定める。

平成22年3月12日

仙北市長 門脇光浩

#### 仙北市地域運営体設置要綱取扱要領

仙北市地域運営体設置要綱（平成22年仙北市告示第17号）について、次のように取り扱うものとする。

第2条に規定する地域を代表する組織とは

- (1) 地域住民で組織する自治会、集落、各種団体（老人クラブ、婦人会、NPO法人、ボランティア団体、青年会、サークル等）のいずれか又はこれらの団体により構成する組織で、その代表者等が運営に参画するものをいう。
- (2) 届出のあった(1)の組織を、市長が第2条で定める目的遂行力等を有する組織としてふさわしいと判断したものをいう。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

# 『地域運営体』

—地域の“夢”実現に向けて—

## 地域運営体とは

それぞれの地域の特性を活かして、市民の自主的、主体的な活動により、地域が抱えている様々な課題を解決したり、所得や生活基盤の向上を図るための事業を行うことで、元気に住みやすく魅力ある地域にするための地域自治組織です。

## 地域の範囲は

昭和の合併前の町村の地域ごとに一つの地域運営体とします。

(田沢・生保内・神代・白岩・角館・中川・雲沢・桧木内・西明寺)

## 構成団体は

町内会、集落会、婦人会、老人クラブなど地域の団体に組織します。

## 地域運営体の活動は

地域特産物の加工販売、高齢者世帯の支援活動、環境美化など、さまざまな事業が可能です。

## 市のお手伝いは

一つの地域運営体に1年間500万円を上限として交付金を交付します。

地域センターや出張所に担当職員を配置して地域運営体の支援を行います。

## 設立状況は

現在、9地域に設立されています。

■田沢地域運営体「荷葉」	平成22年	4月	1日	設立	会長	浦山久二
■白岩地域運営体	平成22年	8月	1日	設立	会長	木元武志
■桧木内地域運営体	平成22年	8月	22日	設立	会長	橋本左武郎
■神代地域運営体	平成22年	9月	5日	設立	会長	細川俊雄
■西明寺地域運営体	平成22年	10月	24日	設立	会長	澤山純一
■雲沢地域運営体	平成22年	12月	12日	設立	会長	高橋惣十郎
■生保内地域運営体「嶽の会」	平成23年	1月	29日	設立	会長	佐藤善昭
■中川地域運営体	平成23年	4月	16日	設立	会長	小玉久視
■角館まちづくり地域運営体	平成23年	11月	27日	設立	会長	小林郁男

資料

地域運営体 事業項目別平成22年度実施事業

		田沢		白岩		神代		桧木内		西明寺		雲沢		生保内	
		事業内容	事業費	事業内容	事業費	事業内容	事業費	事業内容	事業費	事業内容	事業費	事業内容	事業費	事業内容	事業費
1号事業	地域の特性を活かした産業振興事業	農村喫茶店(たまり場)設置	2,630,558	地域内交流促進(菌田豊穰祭り開催、直売所設置)	1,620,579	先進地視察(野菜などの乾燥技術)	109,070	産業振興の集い、直売所開設、既存直売所のパワーアップ	2,377,285	真空パック・ボイル加工普及、加工用備品購入、ほうれん草ピューレ試作品開発	445,955	雲然柿商品化・販売への調査・研究(試食会、PRリーフレット作成)	162,079		
						特産品コンクール(創作料理・冬がっこコンクール)	459,589								
						啓発活動(はんてん、のぼり、前掛け製作)	481,950								
2号事業	環境保全・美化事業	花と果実の里づくり(花の植栽、除草等による茶立ての清水公園周辺環境整備)	236,310	地域環境美化保全向上(広場整備、不法投棄防止看板設置、林道整備、河川清掃等)	2,229,185	安心マップ作製調査	90,000			広場整備、水路清掃、支障木伐採、テント購入	1,603,985	入見内川歴史調査・被災図作製、湯ノ沢川整備	1,957,878	AED普及事業	708,750
				抱返り駐車場整備	119,750	地域案内看板デザインコンクール・設置	2,076,556					交通安全看板	143,850		
						景観支障木伐採	60,000								
3号事業	地域文化の継承等事業	演芸会による地域活力創造(夏祭り開催、演劇脚本作成等)	669,527	ささら獅子頭等の修理	360,000			カンデッコ上げ、裸参り	176,315	小山田ささら支援(ささら道具の購入、保管庫設置)	650,000	ふる里冬物語開催	275,520	クニマス普及啓発(屋外用・室内用のぼり作製)	672,788
				運動会用具整備	302,400			健康増進(歩くスキー購入、イベント)	399,928						
4号事業	福祉マンパワー育成ほか地域運営体が必要と認める事業	地域内除雪支援	909,628	高齢者と子ども交流(かたるべ会開催)	25,793	除雪支援	951,680	除雪支援、内陸線利用促進	164,892	除雪支援、宅老所整備、内陸線での老人と子どもの交流	1,291,748	除雪支援	1,039,355		
5号事業	その他市長が認めた事業	広報、事務費	250,726	事務費	19,615	広報、事務費	741,825	事務費	307,682	事務費	157,979	事務費	40,839	事務費	42,399
		事業決算額	4,696,749		4,677,322		4,970,670		3,426,102		4,149,667		3,619,521		1,423,937

資料

地域運営体 事業項目別平成23年度実施事業

		田沢		白岩		神代		桧木内		西明寺					
		事業内容	事業費	事業内容	事業費	事業内容	事業費	事業内容	事業費	事業内容	事業費				
1号事業	地域の特性を活かした産業振興事業	農村喫茶店(たまり場)設置(喫茶店の運営など)	1,272,698	直売所一部改修看板設置関係	181,350	地産地消拡大と農業所得向上対策(規格外野菜の加工研究、視察など)	161,469	産業振興推進大会	118,293	ほうれん草加工関係	320,359				
		パワースポット発掘・整備(地域内観光地などの域外への情報発信、整備など)	88,200	地場農産物品評会	147,314	特産品開発(冬がっこコンクール、地場野菜創作料理コンクール)	98,009	山鳩加工所運営等	625,553	真空パック・ボイル加工施設活用	450,005				
		自然体験、農林業体験誘客(農林業体験プログラムを作成、域内外から誘客)	283,545					特産品開発	376,549	西明寺栗出荷施設整備	500,000				
		地域農産物の生産、販売対策検討(農産物生産の後継者育成、研修など)	851,574												
2号事業	環境保全・美化事業	花と果実の里づくり(茶立ての清水農村公園の植栽など)	466,217	地域会館等周辺整備	2,357,656	防災マップ作成	472,500	憩いの場整備、芝刈り機購入	641,077	水路環境美化	497,160				
		茶立ての清水直売所改修	200,000	水路周辺整備	169,021	災害用土嚢作成	191,480			広場環境整備	100,000				
				不法投棄防止フェンス設置	218,960	集落案内看板設置	1,673,877			古堀田城址景観整備	281,400				
				林道整備	360,000	排水路等管理	126,656								
						樹木の病気予防等	65,000								
3号事業	地域文化の継承等事業			白岩焼き復興	1,099,031	伝承具修理	240,000	松葉裸参り、中里カンデッコ、風船太鼓などの事業協力	758,825	ほたる火の里事業	60,000				
		地域住民交流サポート(夏祭り、運動会、敬老会、歳末チャリティなどの事業補助)	286,401	白小ささら用具修理	150,000	文化団体交流会	273,000			婚活列車(桧木内と合同事業)	249,327				
										西荒井地区梵天復活事業	50,000				
										小学校との連携事業(子どもと高齢者)	109,920				
4号事業	福祉マンパワー育成ほか地域運営体が必要と認める事業	地域内除雪支援事業	1,149,582	かたるべ会の開催	42,514	長寿を祝う会	135,000	内陸線乗車促進、婚活活動	788,820	内陸線を使った高齢者交流	36,080				
				除雪支援	125,000	除雪支援	754,275	除雪支援	741,935	いきいき宅老事業	69,800				
						冬行事イルミネーション	294,000			除雪支援	25,570				
5号事業	その他市長が認めた事業	広報、事務費	394,036	事務費	144,926	広報、事務費	503,797	事務費	600,966	事務費	202,214				
		事業決算額	4,992,253			4,995,772			4,989,063			4,652,018			2,961,835

資料

地域運営体 事業項目別平成23年度実施事業

		雲沢		生保内		中川		角館	
		事業内容	事業費	事業内容	事業費	事業内容	事業費	事業内容	事業費
1号事業	地域の特性を活かした産業振興事業	雲然柿加工品研究、試食会、講習会等	351,608			地域内交流用スポーツ具購入	105,260	運営体拠点整備	1,207,918
						文化作品展示会(小学校祭と同時開催)	31,164		
2号事業	環境保全・美化事業	川プロジェクト広報発行マップ作成	571,260			地域案内看板設置	1,970,850		
		入見内川水質調査	655,857	クニマスPR看板設置	683,865	災害時用発電機導入	1,371,750		
		不法投棄防止看板	596,368	花木植栽	622,581				
		水害防止対策しゅんせつ工事	417,060	地域案内看板設置	1,656,480				
				安情の滝環境整備	84,664				
3号事業	地域文化の継承等事業	冬の文化祭	231,155	伝統芸能・行事保存	481,165	地域歴史調査	122,435		
		農業祭・産業祭	102,995						
4号事業	福祉マンパワー育成ほか地域運営体が必要と認める事業	除雪支援	1,929,900	AED設置	865,830			除雪支援(高齢者等)	2,462,540
				駒ヶ岳登山	154,565			除雪支援(困難地域)	743,800
				敬老会	165,800			アンケート事業	547,500
5号事業	その他市長が認めた事業	広報、事務費	185,544	事務費	243,423	事務費	29,912	広報、事務費	178,343
		事業決算額	5,041,747		4,958,373		3,631,371		5,140,101

第2次  
仙北市行政改革大綱

平成23年8月

仙 北 市

## 《 目 次 》

I	これまでの行政改革の取組	1
II	本市の財政状況	2
III	第2次仙北市行政改革大綱策定の必要性	5
IV	行政改革大綱の推進方針	5
	1 財政的な視点からの改革	6
	2 行政運営的な視点からの改革	6
	3 人的な視点からの改革	6
	4 行政改革大綱体系図	7
	5 行政改革大綱の計画期間	7
	6 行財政改革の推進体制	7
V	行政改革の具体的な取組	8
	1 健全な財政運営の推進	8
	2 効率的な事務事業の推進	9
	3 効果的な組織機構編成と定員適正化	10
	4 職員の能力開発と人事管理	11
	5 市民協働の行政運営の推進	11

## I これまでの行政改革の取組

平成19年4月に「地方分権改革推進法（平成18年法律第111号）」が施行され、今後、さらに国や県との分担すべき役割を明確にし、自主性や自立性を高めることが課題となってきた。このことは、地方公共団体が、自らの判断と責任において行政を運営する自覚をより強く持たなければ、地方分権時代に的確に対応した市政を推進していくことが出来ないことを意味している。

こうした中、地方行政が直面する厳しい環境に対応した、簡素で効率的な行財政運営を目指し、「徹底した行政のスリム化」「市民と行政の協働による地域運営」を改革テーマとして推進に努めてきた。平成18年度初年度とした「仙北市行政改革大綱」において実施計画に基づき、合併後の仙北市の発展を目指し、行財政改革推進項目46項目のうち40項目の様々な改革への取り組みを実施してきたが、「公有財産の有効活用」「受益と負担の見直し」等の項目において、実施に向けた課題等が残されている。

### — 仙北市行政改革大綱（平成18～22年度）の主な取組実績 —

#### ○行政評価システムの構築

- ・平成19年度事業より、事務事業評価を実施

平成19年度事業	平成20年度事業	平成21年度事業
200事業	197事業	50事業

#### ○公共施設トータルコストシステムの導入

- ・平成19年4月1日  
 桧木内、上桧木内小学校を統合 ⇒ 桧木内小学校
- ・平成20年4月1日  
 角館東、角館西、西長野小学校を統合 ⇒ 角館小学校

#### ○民間委託等の推進

- ・指定管理者制度の導入

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22
導入施設数	2(2)	17(19)	5(24)	1(25)	3(28)	3(31)

※（ ）は年度末導入施設合計

### ○福祉施設の民間移譲

- ・平成21年4月1日 「特別養護老人ホームたざわこ清眺苑」
- ・平成23年4月1日 「養護老人ホーム角館寿楽荘」  
「特別養護老人ホームかくのだて桜苑」

### ○職員定員の適正化

- ・普通会計職員数（実績比較）で平成22年4月1日、448人、平成17年度比62人削減（削減率12.2%）

年 度	H17	H18	H19	H20	H21	H22
目標職員数	—	500	495	483	462	449
実績職員数	510	491	487	470	467	448
目標比較	—	△9	△8	△13	5	△1

### ○補助金等の整理合理化

- ・補助金審査委員会の設置・団体ヒアリングの実施

### ○第三セクター及び外郭団体の経営改善

連絡協議会の設置、経営改善計画の策定

こうした行政改革の結果、安定的な財政運営を実施してきた。

## Ⅱ 本市の財政状況

先行き不透明な経済情勢や人口減少による地方交付税の減少、生産人口の減少に伴う税収の減少などにより、歳入は縮小する一方で、少子高齢化の進展による医療・介護などの社会保障費の歳出は拡大する構造に変化してきている。これは、一時的ではなく恒常的なものとなっており、国及び地方とも健全な財政運営を行っていくには、この歳入縮小と社会保障費拡大による財源確保のための歳出抑制が必要となってきた。

財政状況の変化は、これまで安定した財政運営を行ってきた本市においても例外ではなく、本市の財政状況は非常に厳しい基調が続くと見込まれる。

## 仙北市財政状況の推移（普通会計・決算）

### 【財政収支】

（単位：百万円）

区 分		H17	H18	H19	H20	H21		
歳 入	財 自 源	市 税	2,835	2,735	2,908	2,843	2,718	
		その他自主財源	2,746	1,702	1,799	1,668	1,564	
		小 計	5,581	4,438	4,708	4,511	4,282	
	依 存 財 源	地方交付税	7,764	8,247	8,312	8,649	8,938	
		国庫支出金	1,345	1,643	2,131	1,498	3,178	
		県支出金	1,299	1,375	1,239	873	1,289	
		その他依存財源	890	950	702	665	640	
		地 方 債	2,040	1,957	1,972	2,778	2,080	
		小 計	13,338	14,173	14,356	14,462	16,125	
	歳入合計		18,919	18,610	19,064	18,973	20,408	
	歳 出	義 務 的 経 費	人 件 費	4,171	4,079	4,042	3,949	3,958
			扶 助 費	1,208	1,759	1,797	1,840	1,887
公 債 費			3,007	3,095	3,152	3,251	3,249	
小 計			8,386	8,933	8,991	9,040	9,094	
そ の 他 経 費		6,437	6,002	6,057	6,052	7,124		
投 資 的 経 費		3,635	3,241	3,604	3,475	3,700		
歳出合計		18,457	18,176	18,652	18,567	19,918		
財政調整基金残高		1,145	1,489	1,518	1,619	1,831		
地方債現在高		28,015	27,401	26,724	26,723	26,014		

その他自主財源	諸収入、使用料、繰越金、分担金・負担金、財産収入、手数料、繰入金寄付金。
その他依存財源	地方譲与税、地方消費税交付金、軽油取引税・自動車取得税交付金、地方特例交付金、利子割交付金、交通安全交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金。
扶助費	社会保障制度の一環として、各種法令に基づいて実施する生活困窮者、高齢者、児童、心身障害者等に対して行っている様々な支援に要する経費や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。
その他経費	物件費、維持補修費、補助費等、繰出金、投資・出資・貸付金、積立金。
財政調整基金	年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てられる貯金。

## 【主な財政指標】

区 分		H17	H18	H19	H20	H21	財政再生基準
財政力指数		0.287	0.294	0.295	0.291	0.297	
経常収支比率(%)		95.3	92.6	92.9	92.7	92.2	
財政健全化法における健全化判断比率	実質赤字比率(%) (早期健全化基準)	—	—	— (13.10)	— (13.07)	— (13.02)	20.00
	連結実質赤字比率(%) (早期健全化基準)	—	—	— (18.10)	— (18.07)	— (18.02)	40.00
	実質公債費比率(%) (早期健全化基準)	19.4	20.2	19.5 (25.0)	19.8 (25.0)	20.4 (25.0)	35.0
	将来負担比率(%) (早期健全化基準)	—	—	165.1 (350.0)	156.6 (350.0)	144.0 (350.0)	—

財政力指数	地方交付税法の規定で算定した標準的に収入される市税など（基準財政収入額）を、平均的な水準で行政を行った場合に要する経費（基準財政需要額）で除して得た数値。1に近い、あるいは1を超えるほど財源に余裕があるとされている。
経常収支比率	財政構造の弾力性を判断するための指標。市税、地方交付税などの毎年度経常的に収入される一般財源のうち、義務的経費等の経常的な経費に使われる一般財源の割合。比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。
実質赤字比率	当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入とされる経常的な一般財源の規模を示すもの）に対する比率。福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標。
連結実質赤字比率	公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率。すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標。
実質公債費比率	当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率。借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標。
将来負担比率	地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標。

### Ⅲ 第2次仙北市行政改革大綱策定の必要性

地方分権の更なる進展、人口減少、少子高齢化、金融恐慌による不況や地球温暖化などの環境問題に対する関心の高まりによる社会情勢の変化等により、本市の行財政を取り巻く環境は一層厳しさを増している。

しかしながら、このような状況の中、行政サービスへの期待や安全安心に対する関心の高さなど、市民ニーズの多様化・複雑化が進み、より迅速で適切な対応ができる行政経営システムの構築が強く求められている。

このため、職員一人ひとりが市民ニーズを的確に捉え、行政運営の公平性を確保し、透明性を高め、市民に対する説明責任を果たしながら、市民と行政が同じ目的に向かい相互に協力、連携し、協働によるまちづくりを推進することが課題となっており、これまでの行政改革の経過を踏まえ、行政経営の視点から、「市民との協働による効率的な市政運営」を念頭に、市民との共通理解のもと「自立した自治体の確立」の実現を目指し、平成23年度を初年度とする第2次仙北市行政改革大綱を策定するものとする。

### Ⅳ 行政改革大綱の推進方針

本市を取り巻く社会情勢がめまぐるしく変化する中で、新たな行政課題や多様化・複雑化した市民ニーズへの的確な対応が求められており、限られた財源、人員で、効率的・効果的な行財政運営の推進に当たっては、より迅速で適切な対応ができる行政経営システムを構築していく必要がある。

本大綱では、3つの基本方針「持続可能な行財政運営」「質の高い行政サービスの提供」「市民協働のまちづくり」に基づき、5つの重点項目「健全な財政運営の推進」「効率的な事務事業の推進」「効果的な組織機構編成と定員適正化」「職員の能力開発と人事管理」「市民協働の行政経営の推進」を定め、「財政的な視点」「行政運営的な視点」「人的な視点」で行政改革を推進することとする。

## 1 「財政的な視点からの改革」

市税、地方交付税などの一般財源は抑制基調にあることから、新たな自主財源の確保や市税等の収納率向上による歳入の確保に努める。

また、将来にわたり必要な市民サービスを提供し更なる充実を図るためには、長期に安定した財政基盤と弾力性のある財政構造を確立する必要があり、経常経費の抑制、後年度の財政負担を考慮した適正規模の市債発行に努め、財政の弾力性を確保し歳入歳出均衡の原則に基づき、自主性・自立性の高い健全な財政基盤を構築する。

## 2 「行政運営的な視点からの改革」

成果重視と市民重視の観点から、限られた人材や財源を有効に活用し、市民満足度の高い行政サービスの提供を図るとともに、意志決定や対応の迅速化及び組織のスリム化と横の連携を重視した組織機構を構築する。

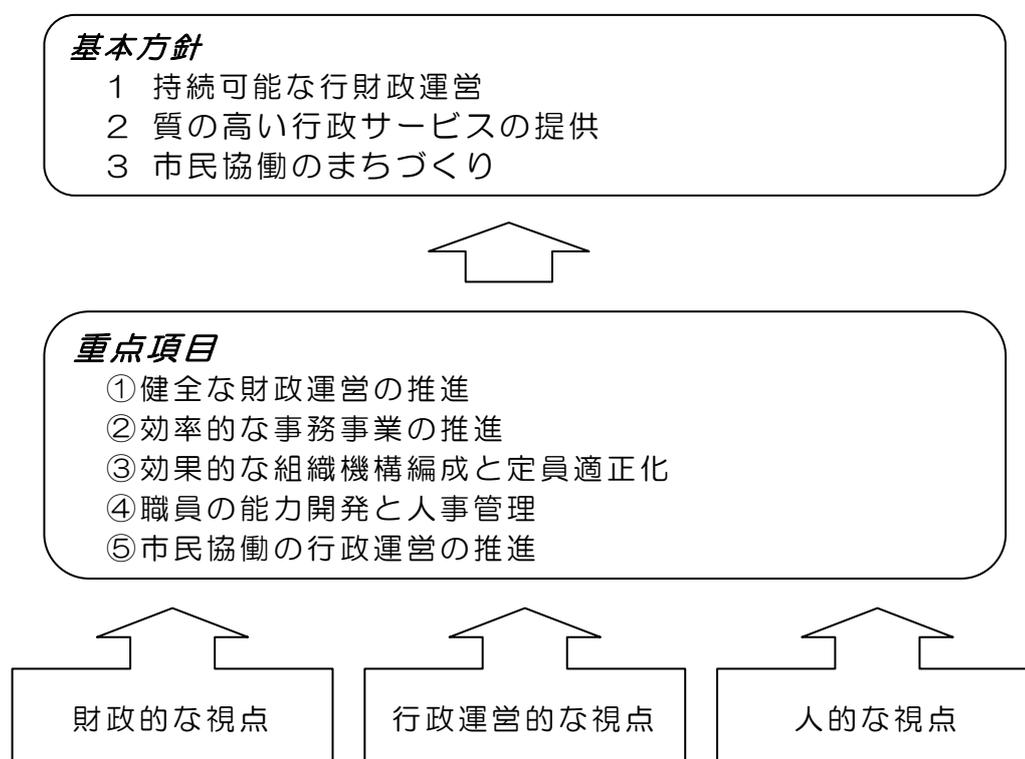
また、「最小の経費で最大の効果を挙げる」という基本原則に立ち、目標達成や費用対効果の観点から施策の重点化等を進め、効率的かつ効果的な行政運営に努める。

## 3 「人的な視点からの改革」

各種の施策が確実に展開され、効率的に質の高い公共サービスを提供していくため、職員一人ひとりの資質の向上や業務執行能力の向上を図るとともに、限られた職員で、より効果的に能力を引き出すためにスキルアップに努める。

また、将来にわたり質の高い公共サービスの維持、向上を図り、市民の満足度を最大限に向上させるためには、市民と行政との適切な役割分担のもとで「自助・共助・公助」がバランスよく融合した地域コミュニティの醸成に努める。

## 4 行政改革大綱体系図



## 5 行政改革大綱の計画期間

本大綱の計画期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とする。

## 6 行政改革の推進体制

本大綱を着実かつ計画的に推進していくために、仙北市行政運営会議において、大綱の進捗状況を管理することとする。

大綱に基づき策定する実施計画には可能な限り実施年度や数値目標等を掲げることとし、成果の検証は毎年実施する。ただし、社会経済情勢、市民ニーズ及び財政状況等の変化に適切に対応させる必要が生じたときには、見直しを行うこととする。

また、進捗状況は、仙北市行政改革懇談会に報告し、多面的な観点から意見を求めるとともに、ホームページ等により年1回公表するものとする。

## V 行政改革の具体的な取り組み

### 1 健全な財政運営の推進

#### 1 持続可能な財政運営

行政評価システムにより、市が進める事務事業を対象に必要性、妥当性、有効性、効率性等を中心に評価し、その結果に基づき事務事業の方向性を決定していく。評価にあたっては、市職員による評価だけでなく、市民や有識者により構成される外部評価委員会による評価を加えることで評価の客観性を高めていく。

また、公営企業の経営においては、独立採算制の原則に立ち、経済性や合理性を発揮し経営健全化に努める。

#### 【取組項目】

- 1－1 行政評価システムの推進
- 1－2 補助金等の見直し
- 1－3 公営企業の経営健全化
  - ① 病院事業
  - ② 水道事業
  - ③ 下水道事業
  - ④ 温泉事業

#### 2 計画的な財政運営

中長期的な視点に立った計画的な財政運営を図るため、財務4表（貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書）を作成し、市の資産・債務の実態を把握する。

また、公債費負担比率及び将来負担比率は、地方交付税の減少や標準財政規模の縮小の予測に伴って数値の上昇が見込まれる。このため、地方債発行に当たっては、後年度の公債負担を十分に考慮し、市債債残高の縮減を図るとともに資産と負債のバランスを念頭に入れた財政経営を行い、各指標の維持・改善に努める。

#### 【取組項目】

- 2－1 新地方公会計制度の導入と活用
- 2－2 財政指標等の維持・改善

### 3 自主財源の確保

地方公共団体が行政活動の自主性・安定性を高め、真に地域の担い手となるためには、安定した自主財源の確保が必要である。

このため、各種使用料や手数料について見直しを行い、現在無料となっているものについても受益者負担の原則の観点から有料化を検討し、定期的な見直しを行う。

また、市税等の滞納の解消は負担の公平性の観点から重要な事項であり、引き続き積極的に取り組む。その他、遊休資産の売却や貸付を積極的に推進し、財源の確保に努める。

#### 【取組項目】

- 3－1 市税・使用料等の収納率向上
- 3－2 滞納対策強化による収納率向上
- 3－3 受益者負担の適正化
- 3－4 遊休地等の売却・貸付の推進

## 2 効率的な事務事業の推進

### 4 簡素で効率的な行政運営

社会情勢の変革に伴い、行政の公平・公正を保ち、簡素で効率的な行政運営を図る必要がある。そこで、部・課を超えた横断的な連携システムと応援体制を構築するため、事務処理マニュアルを作成し、適切に対応できる体制を図る。

また、事務事業の職員一人1改善を実施し、事務の効率化を図るとともに、新たな課題発見や職員の意識の向上を図る。

#### 【取組項目】

- 4－1 業務の標準化と共有
- 4－2 組織内事務改善の推進

### 5 行政サービスの見直し

市民に対する公共サービスの一層の向上を図り、市民満足度を高めていく必要がある。そのために、申請書や届出書類の簡素化、住民票・印鑑証明書の自動交付機の設置を推進する。

また、インターネットを活用した行政サービスの提供として、公共施設の空き情報から予約管理システムの導入を推進する。

【取組項目】

- 5-1 窓口業務の拡充
- 5-2 市民利便性の向上

## 6 効率的な施設運営

公の施設の管理運営について、市民ニーズへの対応や運営の効率化を図る必要がある。市で運営する場合と民間の専門性や効率化を活かして運営する場合との比較検討を行ったうえで、民間移譲・指定管理者制度の導入・管理委託・統合を検討する。

【取組項目】

- 6-1 公共施設の運営方法の見直し

## 3 効果的な組織機構編成と定員適正化

## 7 組織機構の体制整備

組織機構は、新たな行政課題や多様な市民ニーズの変化に対応できるように、柔軟に見直しを進める必要がある。その中で、簡素で効率的な組織・機構の整備を行うとともに、市民にわかりやすく、利用しやすい体制を整える必要がある。このため、限られた人材資源を有効活用し、効率的な事務ができるよう、本庁・支所、部局間の役割分担を見直し、更なる連携の強化を図る。

また、支所等については、市民の利便性に配慮しながら、窓口業務、維持管理業務など地域に密着した業務、地域の活力を生み出す業務に特化するなど、支所機能の抜本的な見直しを図る。

【取組項目】

- 7-1 機動的な組織体制の確立

## 8 適正な定員管理

財政の健全化を図るうえで、職員削減は人件費の抑制につながる重要なことであるが、職員数を減らすことは市民サービスに大きな影響を与えることにもつながる。このようなことから、事業の処理に要する適正な職員数を定め、住民サービスの水準を確保しつつ、計画的に組織機構の簡素化や職員の適性配置に取り組む。

### 【取組項目】

#### 8-1 適正な定員管理の推進

## 4 職員の能力開発と人事管理

### 9 自己研鑽意識と目的意識の確立

改革を進めるのは、職員自らが改革しようとする意欲の向上が必要である。そのためにも、職員が常に改革意識を持ち、積極的に改革に取り組んでいくように、行政評価や人事考課、職員研修などを意識改革の手法として活用し、職員一人ひとりが地方分権時代を見越し、時代の変化に対応しうる政策形成能力を備えた資質の高い職員への意識改革を図る。

また、職員の勤労意欲の向上や健康に配慮した人事制度を確立するため、職員的能力・得意分野の把握、意欲や能力を有する職員の積極的な登用、スペシャリストの育成、業務内容に応じた勤務体系など、新たな人事制度の導入を進める。

### 【取組項目】

#### 9-1 人材育成基本方針に基づく研修の充実

#### 9-2 人材活用システムの構築

#### 9-3 公平・公正な人事評価制度の構築

## 5 市民協働の行政運営の推進

### 10 協働型の行政運営の推進

市民と行政間での役割分担を明確化し、地域の身近な課題の解決や地域の特

色を生かした魅力あるまちづくりを進めていくためには、住民のコミュニティの強化や行政と住民との協働の推進が必要である。

そのためにも、地域住民の自発的及び主体的な活動母体である地域運営体の設置及び組織育成をサポートしながら地域活動の推進を図る。

また、NPO及びボランティア団体をはじめとした支援組織の機能充実を図り、コミュニティ活動の促進に努める。

**【取組項目】**

10-1 地域住民組織の育成

10-2 補完性の原理に基づく協働の推進（6-1再掲）

10-3 男女共同参画社会の推進

## **11 情報の提供と共有の推進**

市民と行政の協働を進めるうえで、情報の提供及び情報の共有化は基本的な条件となる。これを踏まえ、市民への案内・周知・報告といった情報提供だけでなく、市が抱える重点課題を正確に情報提供し、問題提起しながら、市民の意見・提案を求め、市民と協働したまちづくりを図る。

**【取組項目】**

11-1 わかりやすい情報提供による市民理解の向上

11-2 広報公聴機能の充実

第2次  
仙北市行政改革大綱実施計画書  
(平成23年度～平成27年度)

平成23年8月  
仙 北 市

## 1. 計画策定の趣旨

この実施計画は『第2次仙北市行政改革大綱』に示された重点項目の具体的な取り組みについて、実施項目及び目標年度の設定を行い、着実かつ計画的に行政改革を推進するため策定する。

## 2. 実施計画期間

実施計画の期間は、平成23年度から27年度の5年間とする。

## 3. 実施計画の進捗管理

実施計画の進捗管理は、仙北市行政運営会議で行うこととする。今後の社会経済情勢、市民ニーズ及び財政状況等の変化に対応させる必要が生じたときは見直しを行う。

進捗状況は、仙北市行政改革懇談会に報告し、多面的観点から意見を求めるとともに、ホームページ等により市民に公表する。

## 第2次仙北市行政改革大綱実施計画体系表

重点項目	No.	中項目	No.	取組項目	項
健全な財政運営の推進	1	持続可能な財政運営	1-1	行政評価システムの推進	2
			1-2	補助金等の見直し	3
			1-3	公営企業の経営健全化	/
				①病院事業	4
				②水道事業	5
				③下水道事業	6
			④温泉事業	7	
	2	計画的な財政運営	2-1	新地方公会計制度の導入と活用	8
			2-2	財政指標等の維持・改善	9
	3	自主財源の確保	3-1	市税・使用料等の収納率向上	10
			3-2	滞納対策強化による収納率向上	11
			3-3	受益者負担の適正化	12
			3-4	遊休地等の売却・貸付の推進	13
効率的な事務事業の推進	4	簡素で効率的な行政運営	4-1	業務の標準化と共有	14
			4-2	組織内事務改善の推進	15
	5	行政サービスの見直し	5-1	窓口業務の拡充	16
			5-2	市民利便性の向上	17
	6	効率的な施設運営	6-1	公共施設の運営方法の見直し	18
	効果的な組織機構編成と定員適正化	7	組織機構の体制整備	7-1	機動的な組織体制の確立
8		適正な定員管理	8-1	適正な定員管理の推進	20
職員の能力開発と人事管理	9	自己研鑽意識と目的意識の確立	9-1	人材育成基本方針に基づく研修の充実	21
			9-2	人材活用システムの構築	22
			9-3	公平・公正な人事評価制度の構築	23
市民協働の行政運営の推進	10	協働型の行政運営の推進	10-1	地域住民組織の育成	24
			10-2	補完性の原理に基づく協働の推進 (6-1再掲)	25
			10-3	男女共同参画社会の推進	26
	11	情報の提供と共有の推進	11-1	わかりやすい情報提供による市民理解の向上	27
			11-2	広報公聴機能の充実	28

取組項目	1-1	行政評価システムの推進
	継続	
現状課題	事業の目的や効果が薄れている事業、緊急性のない事業が、前例踏襲で実施されている。また、行政評価システムによる事務事業の結果を予算編成に活用する必要がある。	
改革内容	事務事業の妥当性、有効性、費用対効果を検証し、事務事業の見直し、再編を継続的に行う。市民本位の評価とするために外部評価を導入し、市民ニーズに対応した事業選択を実施する。	
実施効果	市民ニーズに即した事業の選択、重点化が行われ事務事業の平準化、必要性の低い事務事業の廃止による経費削減が図られる。	

△調査・検討・協議    ○方針決定    ◎実施    ⇒継続実施

取組内容		H23	H24	H25	H26	H27	担当課
1	事務事業評価（スプリングレビュー）の実施	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	政策推進課
		実績					
2	サマーレビューによる新規事業の重点化と見直し	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	政策推進課
		実績					
3	外部評価の導入	計画	△	○	◎	⇒	政策推進課
		実績					
4	予算編成への活用	計画	○	◎	⇒	⇒	政策推進課
		実績					
5		計画					
		実績					

数値目標		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	担当課
1	事務事業評価実施件数（件）	計画	—	—	50	50	50	50	政策推進課
		実績	197	50					
2	外部評価実施件数（件）	計画	—	—			24	24	政策推進課
		実績							
3		計画	—	—					
		実績							
4		計画	—	—					
		実績							
5		計画	—	—					
		実績							

取組項目	1-2	補助金等の見直し
	継続	
現状課題	一部の補助金等は、社会環境の変化への対応や補助効果の検証、適正な受益者負担の確保策が十分でなく、前例踏襲、地域慣例等により固定化・既得権化がみられる。補助金本来の役割を十分に果たすためには、制度の趣旨を踏まえた不断の見直しが求められる。また、交付要綱が未整備の補助金が存在するため、公平かつ透明な制度の運用を確保するために是正が必要である。	
改革内容	補助金の目的・妥当性・効果の継続的検証、類似する補助金等の整理統合、目的を達成した補助金の廃止等を推進するため、平成22年度から行っている市単独補助金交付基準（審査基準）に基づく審査の実施を継続する。単独補助金は交付要綱を制定し終期を設定する。	
実施効果	補助金制度の適正な運用により、財源の有効活用、公平性・透明性・適正な受益者負担の確保が図られる。	

△調査・検討・協議    ○方針決定    ◎実施    ⇒継続実施

取組内容		H23	H24	H25	H26	H27	担当課
1	補助金交付基準による検証	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	財政課
		実績					
2	関係団体とのヒアリングの実施	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	関係各課機関
		実績					
3		計画					
		実績					
4		計画					
		実績					
5		計画					
		実績					

数値目標		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	担当課	
1	市単独補助金件数 (当初 件)	計画	—	—	119	114	112	110	108	財政課
		実績	—	113						
2	市単独補助金額 (当初 百万円)	計画	—	—	366	351	347	344	341	財政課
		実績	—	335						
3		計画	—	—						
		実績								
4		計画	—	—						
		実績								
5		計画	—	—						
		実績								

取組項目	1-3-①	公営企業の経営健全化（病院事業）
	継続	
現状課題	本大綱期間内に、角館総合病院の改築が予定されており、平成21年3月策定の仙北市立病院等改革推進計画に沿った経営の健全化を進める中で、経営形態の基本的な事項について整理を行い、最適な経営形態を図る必要がある。	
改革内容	仙北市立病院等改革推進計画の進捗管理の実施。病院事業管理者の選任を行う。	
実施効果	地域医療を安定的かつ継続的に提供し、市民の健康の維持増進を図り、地域に貢献する病院としての使命を果たす。	

△調査・検討・協議    ○方針決定    ◎実施    ⇒継続実施

取組内容		H23	H24	H25	H26	H27	担当課
1	病院等改革推進計画の進捗管理	計画	⇒	⇒	⇒		角館総合病院 田沢湖病院 医療局
		実績					
2	病院事業管理者の選任	計画	◎	⇒	⇒	⇒	角館総合病院 田沢湖病院 医療局
		実績					
3	病院早期建設による地域医療のネットワーク化	計画	△	△	○	◎	角館総合病院 田沢湖病院 医療局
		実績					
4		計画					
		実績					
5		計画					
		実績					

数値目標		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	担当課
1	推進計画実施項目数（項目） 全項目数 21	計画	—	—	21	21	21		角館総合病院 田沢湖病院 医療局
		実績	15	16					
2		計画	—	—					
		実績							
3		計画	—	—					
		実績							
4		計画	—	—					
		実績							
5		計画	—	—					
		実績							

取組項目	1-3-②	公営企業の経営健全化（水道事業）
	継続	
現状課題	水道事業は重要なライフラインであり、安心安定的な水道事業を実現するために、合理的な水道経営の構築を図り、老朽化した施設の計画的な更新や災害時に強い事業運営が必要である。	
改革内容	適正な水道料金の見直しを行い、給水サービスの公平性と経営基盤の強化を図る。	
実施効果	水道事業の健全な財務体質の構築がにより、安心・安全な水の安定供給が図られる。	

△調査・検討・協議    ○方針決定    ◎実施    ⇒継続実施

取組内容		H23	H24	H25	H26	H27	担当課	
1	水道使用料金の改定及び統一	計画	△	○	◎	⇒	⇒	企業局
		実績						
2	口座振替の推進	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	企業局
		実績						
3	未加入世帯の加入促進	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	企業局
		実績						
4	未収金に対する収納対策強化 (電話・文書・戸別訪問・分割納付)	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	企業局
		実績						
5		計画						
		実績						

数値目標		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	担当課	
1	口座振替率（％）	計画	—	—	78.7	78.8	78.9	79.0	79.1	企業局
		実績	79.2	78.6						
2	使用料収納率（％）	計画	—	—	90.0	90.1	90.2	90.3	90.4	企業局
		実績	87.1	85.9						
3	加入率（％） [給水人口/給水区域内人口×100]	計画	—	—	85.6	85.6	85.7	85.7	85.8	企業局
		実績	85.6	84.7						
4		計画	—	—						
		実績								
5		計画	—	—						
		実績								

取組項目	1-3-③	公営企業の経営健全化（下水道事業）
	継続	
現状課題	水洗化率は、平成21年度末で公共下水道54.1%、農業集落排水64.2%と低く、今後の施設運営に支障が予想される。事業には限られた財源の中で、緊急性や投資効果を優先的に考え整備面積の見直しや建設コストの縮減に取り組む必要がある。	
改革内容	市民への水質汚濁等の防止や安全で快適な生活環境への転換をPRし、啓発活動を充実させ加入促進による水洗化率の向上を図る。 施設の維持管理経費の削減に努め、下水道使用料の収納率向上による自主財源の確保を図る。	
実施効果	自主財源の確保と一般会計からの繰入金の抑制が図られる。	

△調査・検討・協議    ○方針決定    ◎実施    ⇒継続実施

取組内容		H23	H24	H25	H26	H27	担当課
1	下水道使用料金の改定及び統一	計画	△	○	◎	⇒	下水道課
		実績					
2	未加入世帯の加入促進	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	下水道課
		実績					
3	未収金に対する収納対策強化 （電話・文書・戸別訪問・分割納付）	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	下水道課
		実績					
4		計画					
		実績					
5		計画					
		実績					

数値目標		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	担当課
1	公共下水道事業 使用料収納率（%）	計画	—	—	95.0	95.0	95.0	95.0	下水道課
		実績	94.0	93.5					
2	公共下水道事業加入率（%）	計画	—	—	58.0	59.0	60.0	61.0	下水道課
		実績	56.0	56.3					
3	農業集落排水事業加入率（%）	計画	—	—	65.0	66.0	66.0	67.0	下水道課
		実績	64.0	61.7					
4		計画	—	—					
		実績							
5		計画	—	—					
		実績							

取組項目	1-3-④	公営企業の経営健全化（温泉事業）
	継続	
現状課題	経営的には問題が無いが、源泉施設の老朽化による施設管理や温泉造成量の減少等の問題を抱えている。また、未収金が増加傾向にあり未収金回収体制の強化が必要である。	
改革内容	カラ吹き2号泉の老朽化に伴い温泉掘削による安定供給を図る。未収金回収体制の強化を図り自主財源の確保に努める。	
実施効果	温泉の安定供給と自主財源の確保が図られる。	

△調査・検討・協議    ○方針決定    ◎実施    ⇒継続実施

取組内容		H23	H24	H25	H26	H27	担当課
1	温泉の安定供給	計画	⇒	◎	⇒	⇒	企業局
		実績					
2	未収金に対する収納対策強化 (電話・文書・戸別訪問・分割納付・供給停止)	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	企業局
		実績					
3		計画					
		実績					
4		計画					
		実績					
5		計画					
		実績					

数値目標		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	担当課	
1	使用料収納率(%)	計画	—	—	72.0	72.7	73.0	73.2	73.5	企業局
		実績	72.7	67.8						
2		計画	—	—						
		実績								
3		計画	—	—						
		実績								
4		計画	—	—						
		実績								
5		計画	—	—						
		実績								

取組項目	2-1	新地方公会計制度の導入と活用
	新規	
現状課題	未利用財産の売却促進や資産の有効活用等を推進するうえで、市の資産・負債の実態を把握する必要がある。	
改革内容	財務4表（貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書）を作成する。	
実施効果	市の資産・負債の実態を把握し、資産・債務改革の方向性と具体的な施策を策定することができる。	

△調査・検討・協議    ○方針決定    ◎実施    ⇒継続実施

取組内容		H23	H24	H25	H26	H27	担当課	
1	財務4表の作成	計画	◎	⇒	⇒	⇒	財政課	
		実績						
2	財務4表の活用	計画	△	△	○	◎	⇒	財政課
		実績						
3		計画						
		実績						
4		計画						
		実績						
5		計画						
		実績						

数値目標		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	担当課
1	計画	—	—						
	実績								
2	計画	—	—						
	実績								
3	計画	—	—						
	実績								
4	計画	—	—						
	実績								
5	計画	—	—						
	実績								

取組項目	2-2	財政指標等の維持・改善
	新規	
現状課題	今後見込まれる地方交付税の減少や、標準財政規模の縮小に伴って実質公債費比率の上昇が予想される。このことから、地方債発行に当たっては後年度の公債費負担を十分に考慮する必要がある。	
改革内容	地方債発行にあたっては、対象とする事業を厳選するとともに、交付税算入の面でより有利な地方債を選択し、実質公債費比率の改善に努める。また、地方債残高の縮減を図り、資産と負債のバランスを念頭に置いた財政運営を継続し、後年度の市財政に負担を残さない財務体質の実現を図る。	
実施効果	起債償還額及び将来負担の抑制を図ることにより、他の施策に予算配分ができ住民サービスの向上につながる。	

△調査・検討・協議    ○方針決定    ◎実施    ⇒継続実施

取組内容		H23	H24	H25	H26	H27	担当課
1	実質公債費比率の改善 (地方債発行額の抑制)	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	財政課
		実績					
2	地方債現在高の抑制	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	財政課
		実績					
3		計画					
		実績					
4		計画					
		実績					
5		計画					
		実績					

数値目標		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	担当課	
1	実質公債費比率(%)	計画	—	—	18.9	18.4	17.9	17.1	16.3	財政課
		実績	20.4	19.6						
2	普通会計地方債現在高 (百万円)	計画	—	—	23,967	22,927	22,992	22,318	21,524	財政課
		実績	26,014	25,041						
3		計画	—	—						
		実績								
4		計画	—	—						
		実績								
5		計画	—	—						
		実績								

取組項目	3-1	市税・使用料等の収納率向上
	継続	
現状課題	自主財源の中心となる市税収入等の確保を図るうえで、収納率の向上が課題であることから、一層の収納率向上の取組み強化が必要である。	
改革内容	文書や電話催告の強化、口座振替の促進、納税相談、夜間収納等の強化を図り、収納率の向上に努める。 新たな収納方法を検討する。	
実施効果	自主財源の確保とともに、市税や使用料などの負担の公平性が図られる。	

△調査・検討・協議    ○方針決定    ◎実施    ⇒継続実施

取組内容		H23	H24	H25	H26	H27	担当課
1	文書・電話催告の強化	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	関係各課機関
		実績					
2	納税相談・夜間収納・臨戸徴収の強化	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	関係各課期間
		実績					
3	口座振替の促進	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	関係各課期間
		実績					
4	クレジットカードの収納方法の検討	計画	△	△	○		税務課
		実績					
5		計画					
		実績					

数値目標		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	担当課
1	一般税収納率(%) (現年分)	計画	—	—	95.8	96.0	96.0	96.0	税務課
		実績	95.8	95.5					
2	国保税収納率(%) (現年分)	計画	—	—	92.0	92.0	92.0	92.0	税務課
		実績	91.6	90.4					
3	公営住宅使用料(%) (現年分)	計画	—	—	99.0	99.0	99.0	99.0	都市整備課
		実績	99.0	98.1					
4	公営住宅使用料(%) (過年分)	計画	—	—	50.0	55.0	60.0	65.0	都市整備課
		実績	56.0	20.6					
5	学校給食費保護者負担金(%) (現年分)	計画	—	—	97.5	97.5	97.5	97.5	教育指導課
		実績	97.4	97.2					
6	学校給食費保護者負担金(%) (過年分)	計画	—	—	10.0	10.0	10.0	10.0	教育指導課
		実績	7.0	10.2					
7	保育料保護者負担金(%) (現年分)	計画	—	—	98.6	98.8	98.8	98.8	子育て推進課
		実績	98.3	98.4					
8	保育料保護者負担金(%) (過年分)	計画	—	—	12.1	12.2	12.2	12.2	子育て推進課
		実績	11.7	12.0					
9		計画	—	—					
		実績							
10		計画	—	—					
		実績							

取組項目	3-2	滞納対策強化による収納率向上
	継続	
現状課題	市の収入確保は益々厳しさを増している状況にあるが、自主財源確保や税負担の公平性の観点からも滞納処分の適正な執行を行う必要がある。	
改革内容	預金等財産調査を実施し、滞納者の納付能力の確認や生活状況の確認後において、積極的な差押を実施する。また、秋田県地方税滞納整理機構への引継ぎを実施し、収納率向上を図る。	
実施効果	滞納処分を積極的に行うことで、納税者と滞納者の公平性が図られる。また、市民に対して納税義務の自覚や重要性を警鐘できる。	

△調査・検討・協議    ○方針決定    ◎実施    ⇒継続実施

取組内容		H23	H24	H25	H26	H27	担当課
1	文書・電話催告の強化	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	税務課
		実績					
2	納税相談・夜間収納・臨戸徴収の強化	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	税務課
		実績					
3	債権管理条例の制定	計画	△	◎	⇒	⇒	総務課
		実績					
4	預金調査による差押の実施	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	税務課
		実績					
5	県地方税滞納整理機構の活用	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	税務課
		実績					

数値目標		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	担当課
1	一般税収納率(%) (滞納繰越額)	計画	—	—	10.5	10.0	10.0	10.0	税務課
		実績	8.8	9.3					
2	国保税収納率(%) (滞納繰越額)	計画	—	—	9.0	9.0	9.0	9.0	税務課
		実績	8.5	9.4					
3	差押え件数(件)	計画	—	—	110	110	110	100	税務課
		実績	228	123					
4	秋田県地方税滞納整理機構への 引継ぎ件数(件)	計画	—	—	60	55	50	45	税務課
		実績	—	79					
5		計画	—	—					
		実績							

取組項目	3-3	受益者負担の適正化
	新規	
現状課題	市公共料金は、サービスの提供に必要な使用料等を徴収するべきですが、現状では原価に見合う収入に達していない。	
改革内容	利用者の不公平や格差が生じることのないように、公平性の確保を図りながら各種使用料・手数料の見直し、減免規定の見直しを実施し受益者負担の適正化を図る。	
実施効果	受益者負担の適正化と財源の確保が図られる。	

△調査・検討・協議    ○方針決定    ◎実施    ⇒継続実施

取組内容		H23	H24	H25	H26	H27	担当課
1	受益者負担の方針策定	計画	○	◎	⇒	⇒	政策推進課
		実績					
2	受益者負担の見直し	計画	△	△	◎	⇒	関係各課機関
		実績					
3		計画					
		実績					
4		計画					
		実績					
5		計画					
		実績					

数値目標		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	担当課
1	受益者負担金の見直し件数 (件)	計画	—	—		5	5	5	関係各課機関
		実績							
2		計画	—	—					
		実績							
3		計画	—	—					
		実績							
4		計画	—	—					
		実績							
5		計画	—	—					
		実績							

取組項目	3-4	遊休地等の売却・貸付の推進
	継続	
現状課題	全庁的に不用財産の有効活用や方向性を検討し、遊休地・遊休施設の処分を積極的に進める必要がある。	
改革内容	未利用市有地の処分、遊休施設の処分を進める。	
実施効果	行政運営の効率化と経費の節減、財源確保が図られる。	

△調査・検討・協議    ○方針決定    ◎実施    ⇒継続実施

取組内容		H23	H24	H25	H26	H27	担当課
1	遊休地の処分の推進	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	管財課
		実績					
2	遊休施設の処分の推進	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	管財課
		実績					
3		計画					
		実績					
4		計画					
		実績					
5		計画					
		実績					

数値目標		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	担当課
1	土地の処分件数（件）	計画	—	—	10	10	10	10	管財課
		実績	8	6					
2	施設の処分件数（件）	計画	—	—	3	3	1		管財課
		実績	4	3					
3		計画	—	—					
		実績							
4		計画	—	—					
		実績							
5		計画	—	—					
		実績							

取組項目	4-1	業務の標準化と共有
	新規	
現状課題	事務事業の円滑な遂行を行うため、部・課を超えた横断的な連携システムと応援体制を構築、職場内の情報の共有化や適切に対応できる体制を作り上げる必要がある。	
改革内容	職場内における情報の共有化に努め、担当者が不在でも適切に対応できる体制をつくるため、事務処理マニュアルを作成する。	
実施効果	業務ノウハウの統一と共有を図ることにより、適切かつ迅速な対応ができる。	

△調査・検討・協議    ○方針決定    ◎実施    ⇒継続実施

取組内容		H23	H24	H25	H26	H27	担当課
1	事務処理マニュアルの作成	計画	◎	⇒	⇒	⇒	全庁
		実績					
2		計画					
		実績					
3		計画					
		実績					
4		計画					
		実績					
5		計画					
		実績					

数値目標		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	担当課	
1	事務処理マニュアル 作成件数（件）	計画	—	—	50	50	40	40	30	全庁
		実績	—	—						
2		計画	—	—						
		実績								
3		計画	—	—						
		実績								
4		計画	—	—						
		実績								
5		計画	—	—						
		実績								

取組項目	4-2	組織内事務改善の推進
	新規	
現状課題	職員が減少していく中で、改革意識と事務の効率化を図る必要がある。	
改革内容	日常の事務事業の中で、職員一人1改善の提案を実施する。	
実施効果	職員一人ひとりの改革意識の高揚や、事務の効率化、行政コストの縮減が図られる。	

△調査・検討・協議    ○方針決定    ◎実施    ⇒継続実施

取組内容		H23	H24	H25	H26	H27	担当課
1	事務事業の職員一人1改善の実施	計画	◎	⇒	⇒	⇒	全庁
		実績					
2		計画					
		実績					
3		計画					
		実績					
4		計画					
		実績					
5		計画					
		実績					

数値目標		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	担当課
1	計画	—	—						
	実績								
2	計画	—	—						
	実績								
3	計画	—	—						
	実績								
4	計画	—	—						
	実績								
5	計画	—	—						
	実績								

取組項目	5-1	窓口業務の拡充
	新規	
現状課題	市民に対する公共サービスの一層の向上を図り、市民満足度を高めていく必要がある。住民票・印鑑証明は、情報センターのみ土曜・日曜の交付を実施している。	
改革内容	時間外や休日でも対応できるように、住民票や印鑑証明書等を交付する自動交付機の設置の検討。 高齢化が進み、庁舎に向く事が困難な市民のためのサービスを検討する。	
実施効果	市民に対する公共サービスの向上が図られる。交付機による証明書発行により、夜間や休日対応が拡充される。また、申請書の記載がなくなり、窓口サービスや事務の効率化が図られる。	

△調査・検討・協議    ○方針決定    ◎実施    ⇒継続実施

取組内容		H23	H24	H25	H26	H27	担当課
1	自動交付機の設置の検討	計画	△	○			市民課
		実績					
2	各種証明書宅配サービスの検討	計画	△	○			市民課
		実績					
3		計画					
		実績					
4		計画					
		実績					
5		計画					
		実績					

数値目標		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	担当課
1	計画	—	—						
	実績	—	—						
2	計画	—	—						
	実績								
3	計画	—	—						
	実績								
4	計画	—	—						
	実績								
5	計画	—	—						
	実績								

取組項目	5-2	市民利便性の向上
	新規	
現状課題	公共サービスの一層の向上を図り、市民満足度を高め利便性を重視した窓口業務の改善を図る必要がある。また、現在、事業者が市役所に出向いて行っている入札に係る一連の手続きを、インターネットを通じて行うことができる環境を整備し、事務処理の効率化と事業者の利便性の向上を図る必要がある。	
改革内容	施設所管課と施設予約システムの導入について検討する。 申請書・届出書・添付書類の簡素化を図るとともに、手続要件の緩和と審査時間の短縮を図る。 申請書等の提出や窓口業務相談を身近にするため、権限移譲事務の受入を推進する。 電子入札制度の導入を検討する。	
実施効果	施設管理の効率化、市民の利便性の向上が図られる。 入札手続きの透明性・公平性の確保や事務の効率化、入札参加者の負担軽減が図られる。	

△調査・検討・協議    ○方針決定    ◎実施    ⇒継続実施

取組内容		H23	H24	H25	H26	H27	担当課
1	施設予約管理システムの導入の検討	計画	△	○			総合情報センター 関係各課機関
		実績					
2	申請書・届出書の簡素化	計画	◎	⇒	⇒	⇒	全庁
		実績					
3	権限移譲事務の受入れの推進	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	総務課 関係各課機関
		実績					
4	電子入札制度の導入検討	計画	△	○			入札契約室
		実績					
5		計画					
		実績					

数値目標		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	担当課
1	権限移譲事務受入れ件数(件) H22移譲対象事務数 90 受入事務数 45	計画	—	—	15	5	5	5	総務課
		実績	1	3					
2		計画	—	—					
		実績							
3		計画	—	—					
		実績							
4		計画	—	—					
		実績							
5		計画	—	—					
		実績							

取組項目	6-1	公共施設の運営方法の見直し
	継続	
現状課題	公共施設の方向性を検討するとともに、民間活力の活用、経費削減及び市民サービス向上を図るために指定管理者制度の導入を一層推進する必要がある。	
改革内容	各施設の運営方針を定め、整理統合、一元化を図る。 市民サービスの向上及びコスト削減を図るため、指定管理者制度を積極的に推進する。 ①定型的なサービスを提供する施設 ②民間のノウハウが発揮されやすい施設や福祉施設などの専門的なサービスを提供する施設。	
実施効果	導入施設の効率的な管理運営及びサービスの向上と経費の削減が図られる。	

△調査・検討・協議    ○方針決定    ◎実施    ⇒継続実施

取組内容		H23	H24	H25	H26	H27	担当課
1	保育園・幼稚園及びにしき園の方向性の検討	計画	○				社会福祉課 教育指導課 政策推進課
		実績					
2	児童館の地域移譲の推進	計画	◎	⇒	⇒	⇒	子育て推進課
		実績					
3	給食センター管理業務の一元化	計画	◎	⇒	⇒	⇒	教育指導課
		実績					
4	中央公民館の設置の検討	計画	△	○			生涯学習課
		実績					
5	第三セクターの経営改善	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	企画振興課
		実績					
6	指定管理者制度導入施設の選定と導入	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	政策推進課 関係各課機関
		実績					
7	未利用施設の利活用の検討	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	管財課 政策推進課
		実績					

数値目標		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	担当課
1	児童館の地域譲渡数（件）	計画	—	—	1	1	3	4	子育て推進課
		実績							
2		計画	—	—					
		実績							
3		計画	—	—					
		実績							
4		計画	—	—					
		実績							
5		計画	—	—					
		実績							

取組項目	7-1	機動的な組織体制の確立
	新規	
現状課題	地方分権により、高度な判断を必要とする事務事業の増大と多種多様化する住民ニーズに対し、限られた人員で機動的・弾力的な組織機構が求められている。また、職員数の削減や業務の本庁集約化などにより、地域に密着した組織機能の充実を図る必要がある。	
改革内容	新しい行政課題へ対応するために、スクラップ&ビルドを原則に、常に時代に適した組織機構とする。地域サポートセンターを地域住民活動の拠点として位置づけ、住民の日常生活に密着した窓口機能の充実を図り、地域住民要望や課題などを把握し、市政への反映に努める。	
実施効果	限られた人的資源を有効に活用することにより、迅速な対応が可能となる。	

△調査・検討・協議    ○方針決定    ◎実施    ⇒継続実施

取組内容		H23	H24	H25	H26	H27	担当課
1	時代に適した組織の再編	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	政策推進課
		実績					
2	市民サポートセンターの設置	計画	○	◎	⇒	⇒	政策推進課
		実績					
3	係制を廃止しスタッフ制の検討	計画	△	○			政策推進課
		実績					
4		計画					
		実績					
5		計画					
		実績					

数値目標		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	担当課
1	市民サポートセンターの設置	計画	—	—		10			政策推進課
		実績							
2		計画	—	—					
		実績							
3		計画	—	—					
		実績							
4		計画	—	—					
		実績							
5		計画	—	—					
		実績							

取組項目	8-1	適正な定員管理の推進
	継続	
現状課題	平成18年3月に定員適正化計画を策定し、事務事業の見直しや退職者の補充抑制などにより職員数の削減に取り組んできたが、依然として普通会計職員が多い状態である。	
改革内容	平成23年度からの新たな定員適正化計画を策定し、平成22年4月1日現在の職員数859人から、平成27年4月1日までに95人(△11.1%)を削減し、職員数を764人とする。	
実施効果	人件費の抑制による経常的経費の引下げと効率的・効果的な行財政運営が図られる。	

△調査・検討・協議    ○方針決定    ◎実施    ⇒継続実施

取組内容		H23	H24	H25	H26	H27	担当課
1	新規採用職員の計画的採用	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	総務課
		実績					
2	定員適正化計画の策定	計画	◎	⇒	⇒	⇒	総務課
		実績					
3		計画					
		実績					
4		計画					
		実績					
5		計画					
		実績					

数値目標		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	担当課	
1	普通会計職員数(人) (4月1日現在)	計画	—	—	453	438	418	388	368	総務課
		実績	467	448						
2	企業会計等職員数(人) (4月1日現在)	計画	—	—	396	396	396	396	396	総務課
		実績	413	411						
3	合計	計画	—	—	849	834	814	784	764	
		実績	880	859						
4		計画	—	—						
		実績								
5		計画	—	—						
		実績								

取組項目	9-1	人材育成基本方針に基づく研修の充実
	継続	
現状課題	職員一人ひとりの資質の向上を図るとともに、政策形成能力や創造的能力を有する人材を育成する必要がある。	
改革内容	人材育成基本方針に基づき、幅広い行政能力や高度な専門知識研修の参加や、職場研修により実践的な研修制度の充実強化を図る。	
実施効果	職員の能力向上及び意識改革が図られる。また、研修成果を一般職員にフィードバックすることにより職員の意識並びに研修制度に対する関心が図られる。	

△調査・検討・協議    ○方針決定    ◎実施    ⇒継続実施

取組内容		H23	H24	H25	H26	H27	担当課
1	階層別・専門・政策形成研修の参加	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	総務課
		実績					
2	自己啓発・接遇研修の参加	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	総務課
		実績					
3	事務事業評価研修の実施	計画	○	◎	⇒	⇒	政策推進課
		実績					
4	職場内研修の実施	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	全庁
		実績					
5		計画					
		実績					

数値目標		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	担当課
1	階層別・専門・政策形成研修参加人数(人)	計画	—	—	30	30	30	30	総務課
		実績	22	28					
2	自己啓発・接遇研修参加人数(人)	計画	—	—	20	20	20	20	総務課
		実績	9	23					
3		計画	—	—					
		実績							
4		計画	—	—					
		実績							
5		計画	—	—					
		実績							

取組項目	9-2	人材活用システムの構築
	継続	
現状課題	職員定数の削減が進む中、職員の能力や経験を最大限に活用できる仕組みが必要である。	
改革内容	専門性、能力、適正、異動サイクル等に基づき適材適所の配置を実現するシステム構築を図る。	
実施効果	職員一人ひとりの自己啓発の推進と能力、意欲の向上が図られる。	

△調査・検討・協議    ○方針決定    ◎実施    ⇒継続実施

取組内容		H23	H24	H25	H26	H27	担当課
1	若手職員の計画的異動の実施	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	総務課
		実績					
2	専門・能力・適正等に基づく適材適所の配置	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	総務課
		実績					
3	専門知識者の任期付職員の活用	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	総務課
		実績					
4	人事交流の推進	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	総務課
		実績					
5		計画					
		実績					

数値目標		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	担当課
1	任期付職員数（人）	計画	—	—	1	1	1	1	総務課
		実績		2					
2	人事交流職員数（人）	計画	—	—	3	3	3	3	総務課
		実績	1	2					
3	実務研修派遣職員数（人）	計画	—	—	6	6	6	6	総務課
		実績	5	5					
4		計画	—	—					
		実績							
5		計画	—	—					
		実績							

取組項目	9-3	公平・公正な人事評価制度の構築
	新規	
現状課題	職員の適正な能力、実績に応じて、昇任・昇格、昇給等の処遇へ結びつけ、職員の達成感と次の仕事への意欲を促すとともに、弱点は研修等により克服させ人材育成へつなげる人事管理が必要である。	
改革内容	集団的・画一的な人事管理のみではなく、職員個々の能力や実績等を的確に評価し人材育成を図る。	
実施効果	成果が報われる適正な人事管理と、職員の意欲と組織風土の変革が図られる。	

△調査・検討・協議    ○方針決定    ◎実施    ⇒継続実施

取組内容		H23	H24	H25	H26	H27	担当課
1	人事評価制度の試行導入	計画	○	◎	⇒	⇒	総務課
		実績					
2		計画					
		実績					
3		計画					
		実績					
4		計画					
		実績					
5		計画					
		実績					

数値目標		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	担当課
1	計画	-	-						
	実績								
2	計画	-	-						
	実績								
3	計画	-	-						
	実績								
4	計画	-	-						
	実績								
5	計画	-	-						
	実績								

取組項目	10-1	地域住民組織の育成
	新規	
現状課題	市民協働の行政運営を推進するうえで、行政と市民がそれぞれ責任を持って適切な役割分担による地域行政への転換を目指す必要である。	
改革内容	地域住民組織・NPO・ボランティア団体の育成強化を図り、協働によるまちづくりの推進に重要な活動主体となる地域住民組織を育成するため、地域職員を配置する。	
実施効果	地域の自主性が向上し、地域の課題解決や振興等の推進が図られる。	

△調査・検討・協議    ○方針決定    ◎実施    ⇒継続実施

取組内容		H23	H24	H25	H26	H27	担当課
1	(仮称)市民分権条例の制定	計画	◎	⇒	⇒	⇒	政策推進課
		実績					
2	地域運営体の育成	計画	◎	⇒	⇒	⇒	市民課 政策推進課
		実績					
3	地域職員の配置	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	総務課
		実績					
4	NPO及びボランティア団体の育成・強化	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	企画振興課
		実績					
5		計画					
		実績					

数値目標		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	担当課
1	地域運営体の設立数(団体)	計画	—	—	2				市民課 政策推進課
		実績	—	7					
2		計画	—	—					
		実績							
3		計画	—	—					
		実績							
4		計画	—	—					
		実績							
5		計画	—	—					
		実績							

取組項目	10-2	補完性の原理に基づく協働の推進（6-1再掲）
	新規	
現状課題	地域の公共施設管理は行政だけが行うのではなく、市民自らの活動と責任で、市と協働で管理することにより、地域に即した管理や有効活用を図る必要がある。	
改革内容	地域の身近な公園や集会施設等の管理について、市民と協働で取り組む。	
実施効果	市民との協働による行政運営が推進され、市民の自治意識の向上につながる。	

△調査・検討・協議    ○方針決定    ◎実施    ⇒継続実施

取組内容		H23	H24	H25	H26	H27	担当課
1	地域施設の積極的な協働管理の推進	計画	△	◎	⇒	⇒	関係各課機関
		実績					
2		計画					
		実績					
3		計画					
		実績					
4		計画					
		実績					
5		計画					
		実績					

数値目標		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	担当課
1	計画	-	-						
	実績								
2	計画	-	-						
	実績								
3	計画	-	-						
	実績								
4	計画	-	-						
	実績								
5	計画	-	-						
	実績								

取組項目	10-3	男女共同参画社会の推進
	継続	
現状課題	家庭、学校、職場、地域社会等のあらゆる場で男女が対等な関係を樹立し、平等な立場で互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が必要である。	
改革内容	市の政策・方針決定への女性の参画を拡大していくため、審議会等委員の女性の参画について積極的に進める。	
実施効果	さまざまな分野で、性別に関係なく個性と能力を十分に発揮し、男女共同参画のまちづくりが図られる。	

△調査・検討・協議    ○方針決定    ◎実施    ⇒継続実施

取組内容		H23	H24	H25	H26	H27	担当課
1	審議会等への女性委員の登用	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	関係各課機関
		実績					
2		計画					
		実績					
3		計画					
		実績					
4		計画					
		実績					
5		計画					
		実績					

数値目標		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	担当課	
1	審議会等への女性委員の登用率(%)	計画	—	—	22.0	23.7	25.9	28.0	30.2	関係各課機関
		実績	—	21.1						
2		計画	—	—						
		実績								
3		計画	—	—						
		実績								
4		計画	—	—						
		実績								
5		計画	—	—						
		実績								

取組項目	11-1	わかりやすい情報提供による市民理解の向上
	新規	
現状課題	市民に対する説明責任を果たすために、インターネットや広報を活用したわかりやすい行政情報の提供が必要である。	
改革内容	行政や地域の情報を積極的に提供し、わかりやすく読みやすい紙面づくりに努める。また、市の主要政策等についても正確に市民が理解しやすい情報提供を行う。	
実施効果	市民の意見やニーズを的確に把握し、市政に反映させることができる。	

△調査・検討・協議    ○方針決定    ◎実施    ⇒継続実施

取組内容		H23	H24	H25	H26	H27	担当課
1	計画書等の概要版の作成	計画	◎	⇒	⇒	⇒	関係各課機関
		実績					
2	用語解説の掲載	計画	◎	⇒	⇒	⇒	関係各課機関
		実績					
3	ホームページ・広報の充実	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	総合情報センター 総務課
		実績					
4		計画					
		実績					
5		計画					
		実績					

数値目標		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	担当課
1	計画	—	—						
	実績								
2	計画	—	—						
	実績								
3	計画	—	—						
	実績								
4	計画	—	—						
	実績								
5	計画	—	—						
	実績								

取組項目	11-2	広報公聴機能の充実
	新規	
現状課題	広報公聴機能として、市長へのたより、ホームページによる意見聴取の様々な方法は、今後も継続していく必要があるが、市民の意見を市政にどう反映させる仕組みが課題である。	
改革内容	まちづくり懇談会やパブリックコメントなどを充実し、市民の意見を各種計画、政策決定などに反映させる。その他の意見については、市の考え方を市民の皆さんに分かり易く示すことにより、政策形成過程の透明性の向上を図る。	
実施効果	市民の意見やニーズを的確に把握し、市政に反映させることができる。また、市民参画の推進が図られる。	

△調査・検討・協議    ○方針決定    ◎実施    ⇒継続実施

取組内容		H23	H24	H25	H26	H27	担当課
1	市民満足度アンケートの実施	計画	△	◎	△	◎	政策推進課
		実績					
2	まちづくり懇談会の実施	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	総務課
		実績					
3	パブリックコメントの実施	計画	◎	⇒	⇒	⇒	関係各課機関
		実績					
4	満足度カウンターの設置	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	総合情報センター
		実績					
5		計画					
		実績					

数値目標		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	担当課
1	まちづくり懇談会（回）	計画	—	—	12	12	12	12	総務課
		実績	11	12					
2		計画	—	—					
		実績							
3		計画	—	—					
		実績							
4		計画	—	—					
		実績							
5		計画	—	—					
		実績							

#### 4. 一般行政職の級別職員数等の状況

##### (1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成24年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数（人）	構成比（％）
7級	部長	13	4.1
6級	次長	13	4.1
5級	課長	54	17.2
4級	課長補佐	65	20.6
3級	係長・主査	84	26.7
2級	主任	68	21.6
1級	主事	18	5.7